

# オケ・ヲケ「詠辞」にみる「地域性」

兼岡理恵

『播磨国風土記』美囊郡志深里条を中心に

## はじめに

今回の総合テーマ「古代文学における地域性―音と文字から考える―」において、趣旨説明には「文字と音との相互関係が織りなすテキストの不確定性に、書く・読む・うたうなかにあらわれくる地域性はいかに関わるのか。古代文学における音と文字との相関関係に、地域性という視点から迫る」とある。この場合の「地域性」をどう捉えればよいか。辞書的には「その地域における特質・特徴 (regional characteristics, regionality)」を意味するこの語から「古代文学」を見る場合、いくつかの視点が考えられる。一つには「ある地域がどのように表現されているか」。たとえば古代文学における「アツマ」など。あるいは「ある地域における表現 (表記、言葉等) の特色」として、東歌・防人歌、あるいは各国風土記の特色など。しかしたとえば風土記においては、主として編纂を担う国司は中央官人である一方、編纂作業における原資料の問題など、どこまで「地域性」を問えるか、一筋縄ではない問題である。

このような「地域性」という視点があつた複数の可能性をふま

えつつ、本稿で取り上げるのは、『播磨国風土記』美囊郡志深里条、いわゆるオケ・ヲケ伝承である。同記事は『日本書紀』「古事記」に類話があり、これらに関しては、既に多くの論考があるが、説話全体の分析や伝承者の問題、また記紀を主に論じたものがほとんどである。本稿では、特に『播磨国風土記』中の「詠辞」―オケ・ヲケの「名告り」詞章について、その表現性、そこから浮かびあがる「地域性」について考察していきたい。

## 一、「詠辞」の表記

まず、『播磨』『日本書紀』「古事記」の本文を掲げる。提示するにあたり、それぞれの歌および名告りの詞章について、アルファベットをふつた(以下、各国風土記は、『播磨』『常陸』のように、国名・二重カギ括弧で表記する)。

### ・『播磨』美囊郡志深里

於奚・袁奚の天皇等、この土に坐しし所以は、御父、市辺の天皇命、近江の国の摧綿野に殺さえましし時に、日下部

の連意美を率て逃れ来て、惟の村の石室に隠りたまひき。然る後に、意美、自ら重き罪なるを知りて、乗れる馬等は、その筋を切断ちて逐ひ放ちき。亦、持てる物、鞍等は、尽に焼き廢て、すなはち経き死にき。尔に、二人のみ子等、彼此東西に隠り迷ひたまひき。仍りて、志深の村の首、伊等尾の家に役はえたまひき。伊等尾が新室の宴するに因りて、二はしらのみ子等に燭さしめ、仍りて、詠辞を挙げしめき。尔に、兄弟各相譲り、すなはち弟、立ちて詠ひたまひき。その辞に曰ひしく、

A 多良知志 吉備鉄 狭鉄持 如田打 手拍子等 吾将為  
 儼  
 (たらちし 吉備の鉄の 狭鉄持ち 田打つ如す 手拍  
 て子等 吾は儼為む)

又、詠ひたまひき。その辞に曰ひしく、

B 淡海者 水淳国 倭者 青々垣々 山投坐 市辺之天皇  
 御足末 奴僕良麻者

(淡海は 水淳む国 倭は青垣 青垣の 山投に坐しし  
 市辺の天皇が 御足末 奴僕らま)

といへれば、すなはち、諸人等、皆畏みて走り出でき。尔に、針間の国の山門の領に遣はさえし山部の連少楯、相聞き相見て、語りて云ひしく、「このみ子の為に、汝がみ母手白髪の命、昼は食さず、夜は寝ねず、あるは生き、あるは死にて、泣き恋ひませるみ子等ぞ」といひき。仍りて参上りて、右件のごとく啓ししかば、すなはち歎び哀しみ泣きて、少楯を還り遣りて召し上げたまひき。仍りて、相

見相語らひたまひき。此より以後に、更、還り下りて、宮をこの土に造りて坐しき。故れ、高野の宮・少野の宮・川村の宮・池野の宮あり。又、屯倉を造りし処を、すなはち御宅の村と号け、倉を造りし処を、御倉尾と号く。

・「日本書紀」顕宗即位前紀

壽き畢りて、乃ち節に赴きて歌して曰はく、

C 伊儼武斯廬 智鏡泝比野儼擬 寐遼愈凱廬 儼弭企於己  
 陀智 會能泥播宇世儒

(稲蓆 川副楊 水行けば 靡き起き立ち 其の根は失  
 せす)

とのたまふ。小楯、謂りて曰はく、「可怜し。願はくは復聞かむ」といふ。天皇、遂に殊儼を作したまひ、(殊儼。古に立出儼と謂ふ。立出。此には陀豆豆と云ふ。儼ふ状は、乍は起ち乍いは居て儼ふなり) 詠びて曰はく、

D 倭者 彼彼茅原 浅茅原 弟日僕是也

(倭は こそ茅原 浅茅原 弟日 僕らま 是なり)  
 とのたまふ。小楯、是に由りて深く奇異び、更に唱はしむ。天皇、詠びて曰はく、

E 石上 振之神楯 伐本截末 於市辺宮治天下 天万国万  
 押磐尊 御裔僕是也

(石上 振の神楯 本伐り 末截ひ 市辺宮に 天下治  
 めたまひし 天万国万押磐尊の 御裔僕らま 是なり)  
 とのたまふ。小楯、大きに驚きて席を離れ、悵然みて再拜み、承事り供給りて、属を率ゐて欽伏る。是に悉に郡民を

発して宮を造る。不日権に安置せ奉る。乃ち京都に詣でて二王を迎へむことを求む。白髮天皇、聞しめして、憲び咨歎きて曰はく「朕、子無し。以ちて嗣とすべし」とのたまひ、大臣・大連と、策を禁中に定めたまふ。仍りて播磨国司来目部小楯をして、節を持ち左右の舍人を將て、赤石に至りて迎へ奉らしむ。

・『古事記』清寧記

爾くして、山部連小楯、針間国の幸に任りし時に、其の国の人民、名は志自牟が新室の樂せるに到りき。是に、盛りに樂び、酒酣にして、次第を以て皆舞ひき。故、火を焼く少子二口、竈の傍に居れば、その少子等に舞はしめき。爾くして、其の一の少子が曰ひしく、「汝兄、先づ舞へ」といひしかば、其の兄も亦、曰ひしく、「汝弟、先づ舞へ」といひき。如此相譲りし時に、其の会へる人等、其の相譲る状を咲ひき。爾くして、遂に兄舞ひ訖りて、次に弟舞はむとする時に、詠為て曰はく、

F 物部之 我夫子之 取佩 於大刀之手上 丹画著 其緒者 載赤幡 立赤幡見者 五十隠 山三尾之 竹矣訶岐刈末押摩魚鱗 如調八絃琴 所治賜天下 伊耶本和氣 天皇之御子 市辺之 押齒王之 奴末

(物部の 我が夫子が 取り佩ける 大刀の手上に 丹画き著け 其の緒は 赤幡を載せ 赤幡を 立てて見れば 五十隠る 山の三尾の 竹を掻き刈り 末押し摩ぶるなす 八絃の琴を 調ぶる如く 天の下を 治めたまへる

伊耶本和氣 天皇の御子 市辺之押齒王之 奴末) 爾くして、即ち小楯連、聞き驚きて、床より墮ち転びて、其の室の人等を追ひ出して、其の二柱の王子を左右の膝の上に坐せ、泣き悲しびて、人民を集めて仮宮を作り、其の仮宮に坐せ置きて、駅使を貢上りき。是に、其の姨飯豊王、聞き歎びて、宮に上らしめき。

AとFのうち、『日本書紀』のCのみが一字一音表記で、他は表意・表音混淆となっている。Cはその前文に「節に赴きて歌して曰はく」と、歌われたウタであることが明示されているので、一字一音表記で記されるのだろう。一方、C以外の詞章に関して、小島璽禮は、これらは歌謡に類するものの、歌謡より散文に近い文芸と解すべきであるとする。またこの辞を唱えることを、記と風土記では「詠」、紀では「誥」とし、「誥」は命令を下す意、「詠」は声を引いてうたう意であり、「宣命など」<sup>3</sup> にかがわれるような、神や天皇の宣言を伝える文芸」とする。また吉田修作も、清寧記の名告り(F)について、「詠」は声を長く引いて吟詠するもので、歌に近く、表現は枕詞的語句や、比喩を用いる神の託宣の流れを汲むものでもあり、それゆえに当該詞章は、韻律的に歌に近くとも、文字表現としては漢字訓読表記法を取ったとしている。「詠」は『説文』に「詠、歌也」とあるが、『古事記』において「詠」は、単体で「ウタをうたう」という意味では用いられない。これは風土記も同様で、風土記における「詠」は、この美薨郡志深里条の三例以外では、『播磨』一例(「因此野詠歌」(賀毛郡))、『常陸』二例(「詠歌

甚多」(筑波郡)、「詠歌云」(茨城郡)あり、いずれも「歌」という語と併用された上で、一字一音表記のウタが記載されている。一方「詠」のみの用例としては、『伊予』逸文(『釈日本紀』所収)に次のような例がある。

宿奈毗古奈の命を以ちて漬浴ししかば、暫の間ありて活起り居り。然て詠めて曰はく「真暫にも寝つるかも」といふ。(以「宿奈毗古奈命」而、漬浴者、暫間有活起居。然詠曰「真暫寝哉」)

これは失神したスクナビコナが、オホナムチが豊後国速見郡から引いた湯(現在の別府温泉)によって覚醒した時の台詞で、「真暫にも寝つるかも(ああ、よく寝たなあ)」と「詠」―声を長く伸ばして叫ぶ、という意味で用いられている。

このように各国風土記においても「詠」単体で、ウタうことを示す例は見られないことより、当該詞章はウタではないと位置づけられつつ、特別な発声をもつ名告りの詞章として、記載されているといえよう。

## 二、「詠辞」の地名

次に『播磨』詠辞(A・B)の特色として、「吉備」(A)、「淡海」(倭)(B)と、複数の地名(国名)が掲げられる点が挙げられる。このうち「倭」は、『日本書紀』(D)にもあるが、それに関しては後述するとし、まず「吉備」(A)について見ていこう。

### 1、「吉備」

Aの冒頭「たらちし 吉備の鉄の 狭欵持ち 田打つ如す」は、続く「手拍て子等 吾は儂爲む」を導き出す序詞的表現であるが、ここで、なぜ「吉備」という地名が示されるのか。たとえば長野一雄は「播磨に近い吉備の鉄と、それをもつての労働を歌いこめているのは、いかにも在地民謡とみられる」としている<sup>27</sup>。また大久間喜一郎も、民謡風の歌句として、播磨の國に伝承された土着の歌謡を採用した可能性を説く<sup>28</sup>。しかし「吉備」は、単に播磨と地理的に近いという以上の意味、「地域性」をもっている。たとえば『古事記』、「孝盡記」では、「大吉備津日子命と若建吉備津日子命との二柱は相副ひて、針間の氷河之前に忌瓮を居えて、針間を道の口と為て、吉備國を言向け和しき」と、大吉備津日子命と若建吉備津日子命による吉備国征討の入り口として播磨が位置づけられている。また「景行記」には、景行天皇の後である「針間之伊那毘能大郎女」は、「吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女」とある。一方「播磨」では、賀古郡含藝里南毗都麻の起源譚に、次のようにある。

郡の南の海中に小嶋あり。名を南毗都麻と曰ふ。志我の高穴穗の宮に御宇しめしし天皇の御世に、丸部の臣等の始祖比古汝茅を遣りて、國の堺を定めしめたまふ。その時、吉備比古・吉備比売の二人、参迎へき。ここに比古汝茅、吉備比売に娶ひて生める児、印南の別嬢なり。この女の端正しきこと、当時に秀れたり。その時、大帯日子の天皇、この女に娶はむと欲して下り幸行しき。別嬢聞きて、すなはち件の嶋に遁げ度りて隠び居りき。故れ、南毗都麻と曰ふ。これは『播磨』賀古郡条の前半に記される、景行天皇による

印南別嬢の妻問い伝承に関連するものである。さらに吉備津彦と賀古郡の関連については、『続日本紀』天平神護元年（七六五）五月庚戌（二十日）条に、賀古郡の馬養造人上という人物が、次のような理由で姓の変更を求めた記事がある。

人上が先祖吉備都彦が苗裔、上道臣息長借鎌、難波高津朝庭に於て、播磨国賀古郡印南野に家居したり。その六世の孫牟射志、能く馬を養ふを以て、上宮太子に仕へて馬司に任せらる。斯に因りて庚午の年、籍を造りし日、誤りて馬養造に編まれき。伏して願はくは、居地の名を取りて、印南野臣の姓を賜はむことを。

角川文庫『風土記』では、この記事を、吉備比古・吉備比売に結びつけた印南別嬢物語の伝承者を推測する上で、貴重な資料であると指摘している。そして、これまで掲げてきた吉備および吉備氏関連記事は、いずれも賀古（印南）郡に関するものだが、本稿で取り上げているオケ・ヲケ伝承の舞台である美囊郡は、賀古郡を流れる加古川（『播磨』では「印南川」）の上流の支流・美囊川流域にあり、両郡は河川交通で結ばれていた地域である。たとえば『続日本紀』延暦八年（七八九）十二月乙亥（八日）条には、播磨国美囊郡大領の韓鍛首広富が、稲六万束を「水兒船瀬」に献上し、外従五位下を叙位されるという記事がある。この「水兒船瀬」は、『播磨』賀古郡鴨波里舟引原条における「印南の大津江」とされる。

この里に舟引原あり。昔、神前の村に荒ぶる神ありて、毎に行人の舟を半ば留めき。ここに、往來の舟、悉に印南の大津江に留まり、川頭に上り、賀意理多の谷より引き出で

て、赤石の郡林の潮に通し出しき。故れ、舟引原と曰ふ。舟引原、および神前村は遺称地不明だが、ここでは「印南の大津江」（＝「水兒船瀬」）から印南川を遡上し、賀意理多の谷を「船越」して明石川にわたし、そこから下って河口の「赤石の郡林の潮」に行くという。このような記事から、美囊川・加古（印南）川の河川交通と、瀬戸内海交通の繋がりが窺える。さらに前掲『続日本紀』記事で、美囊郡の大領が「韓鍛首広富」であったという点も、A「たらし 吉備の鉄」という表現を考える上で見逃せない。

このように考えると、A「吉備」は、単に播磨と地理的に近いという以上の意味を有する、美囊郡周辺地域における吉備氏との関連も想起させる「地域性」をもった地名として、位置づけられるといえよう。

## 2、「淡海」「倭」

続いて、B「淡海」「倭」について検討したい。その冒頭「淡海者 水淳国 倭者 青垣」は、いわゆる国讚めの形式である。また、それぞれの地域の意味として、「淡海（近江）」については、三浦佑之が述べるように「市辺天皇命」が殺害された地、一方「倭（大和）」は「天皇が鎮座する地」として「青垣の 山投に 坐しし 市辺の天皇」を導く、という構成になっている。ここで、この箇所本文解釈について確認しておきたい。『播磨』三条西家本の本文は「淡海者水淳国 倭者青垣々山投坐市邊之天皇御足末奴僕良麻者」とあり、これについて、たとえば敷田年治『標注播磨風土記』では、『遊仙窟』

に「欲<sup>ヨリテ</sup>投<sup>ナ</sup>娘<sup>メ</sup>子<sup>コ</sup>片<sup>カタ</sup>時<sup>トキ</sup>停<sup>ト</sup>歇<sup>ト</sup>」とあるのに基づき「青垣 垣山より坐す」と訓み、栗田寛『標注古風土記』は「青垣之山於坐」の誤とする。また井上通泰『播磨国風土記新考』は、もと「倭者青垣山隱国倭坐市辺天皇」とあったのが、「青垣」の下に「々」を入れ「隱国」を脱し、かつ「倭」を「投」に誤ったとする。これらの説に対し「大丞」が、「青々垣々山」（青垣青垣山の古い書法）の脱、あるいは「青々垣々山々」（青垣山、青垣ノ山投ニ…）とし、「山投」＝地名ヤマトと解し、現在では地名ヤマトとするのが通説となっている。周知の通り『播磨』には三条西家本以外、比較できる伝本もなく、本文解釈にはしばしば困難を伴う。地名ヤマトに関しては、「山投」とした例は他になく、また風土記における地名ヤマトの表記も、「倭」（常陸）行方郡、『播磨』飾磨郡、『伊予』逸文）、「大倭国」（播磨）揖保郡、「大倭」（伊勢）逸文）と、「倭」あるいは「大倭国」となっている。しかしここでは、「倭は青垣 青垣山投」と、「青垣」を繰り返すことによって、地名ヤマト（倭）が含む「山」の意を、「山投」と表記することで、視覚的に明示する効果を生み出しているのではないかと。さらにそれは、初句「淡海者 水淳国」の「海」に対する「山」という対表現にもなっている。これは、『万葉集』巻一・二番歌、舒明天皇の望国歌における「大和（山常）」には 群山あれど とりよるふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海原は かまめ立ち立つ…」における地名ヤマト＝「山常」の表記、また「国原は 煙立ち立つ 海原は かまめ立ち立つ」という「国原／海原」の対に通じる表現ともいえる。

すなわちBにおける「淡海」「倭」という地名は、オケ・ヲケの父、「市辺天皇命」が殺された地＝「近江」／天皇が坐す地＝「大和」というそれぞれの土地が孕む叙事を示す一方、「淡海」「山投」と表記することで対にした、重層的な表現性をもつ語として示されているのである。

一方、Dの顕宗即位前紀における名告り詞章にも、「倭」が示されている。「倭は そそ茅原 浅茅原 弟日 僕らま」と、冒頭に「倭は…」と示されるDは、B同様、国讚めの形式をとる。また続く「そそ茅原 浅茅原」について、居駒永幸は、「そそ」は茅が風に揺れる擬声語で、倭の国を讃める呪詞であり、「豊葦原」に通じる始原の風景とする。Dにおける「倭」は、Bと同じく、天皇の坐す地を示し、さらに続くEで「石上振の神楯 本伐り 末截ひ 市辺宮に 天下治めたまひし 天万国万押警尊の 御裔僕らま 是なり」と、神杉の根元を切り、末枝を切り払うごとく天下を平定した…と、その威勢を表現する。『日本書紀』において名告りの中心となるのはEであり、Dはいわば「謎かけ」的な詞章である。その意味でDの「倭」は、『播磨』のBにおける「倭」「山投」が、「天皇」を示すキーワードの中心となっているのとは、異なる表現性をもつといえる。

### 三、美濃郡志深里の「地域性」

以上、『播磨』美濃郡志深里におけるオケ・ヲケの「詠辞」が、そこに複数掲げられる地名が孕む叙事―「地域性」を生かした詞章であることを考察してきた。

ここでもう一点、オケ・ヤケ伝承の舞台となっている美囊郡志深里の「地域性」について、確認しておきたい。これまで見てきた『播磨』美囊郡志深里条のオケ・ヤケ記事の前には、次のように美囊郡、および志深里の地名起源譚が掲げられている。

美囊と号くる所以は、昔、大兄の伊射報和氣の命、国を堺ひたまひし時に、志深の里の許曾の社に到りて、勅云りたまひしく、「この土は、水流れ甚美しき哉」とのりたまひき。故れ、美囊の郡と号く。

志深の里（土は中の中）志深と号くる所以は、伊射報和氣の命、この井に御食したまひし時に、信深貝、御飯の宮の縁に遊り上りき。尔時、勅云りたまひしく、「この貝は、阿波の国の和那散に、我が食せる貝なる哉」とのりたまひき。故れ、志深の里と号く。

この二条は、「市辺天皇命」の父である「伊射報和氣の命」（『履中天皇』）による、一連の志染里巡行説話となっている。そしてこれに続くのが「於奚・袁奚の天皇等、この土に坐しし所以は、御父、市辺の天皇命、近江の国の推綿野に殺さえましし時に、日下部の連意美を率て逃れ来て、惟の村の石室に隠りたまひき」というオケ・ヤケ記事であり、「この土」「惟の村」＝「美囊郡志深里」である。美囊郡志深里が、イザホワケの系譜に連なるオケ・ヤケが鎮座した地として捉えられていたことは、『播磨』賀毛郡玉野村条に「意奚・袁奚、二はしらの皇子等は、美囊の郡の志深の里の高野の宮に坐して、山部の小楯を遣りて、国の造許麻の女、根日女の命を誂ひたまひき。ここに、根日女、已に命に依り訖へき。尔時、二はしらの皇子、相辞びて娶ひた

まはざりき」とあることにも窺える。さらに『日本書紀』顕宗元年正月己巳条・仁賢元年正月乙酉条の「或本」には、オケ・ヤケの宮について、次の記述がある。

・顕宗元年正月己巳条

或本に云はく、弘計天皇の宮、二所有り。一の宮は少郊に、二の宮は池野にありといふ。又或本に云はく、薨粟に宮つくりたまふといふ。

・仁賢元年正月乙酉条

或本に云はく、億計天皇の宮は二所有り。一の宮は川村に、二の宮は縮見の高野にあり。其の殿の柱、今に至るまでに朽ちずといふ。

これらは『播磨』美囊郡志深里条の「更、還り下りて、宮をこの土に造りて坐しき。故れ、高野の宮・少野の宮・川村の宮・池野の宮あり」と通じるものだが、この類似について大久間喜一郎は、『日本書紀』が『播磨』を参考にしたものとするが、これらはむしろ、青木周平が述べるように、両書が直接関係にあるというより、原資料段階での交渉を考慮すべきであろう。そしてここで特に注目したいのは、仁賢元年正月乙酉条の「其の殿の柱、今に至るまでに朽ちずといふ」という記述である。これは当時において、オケ・ヤケ伝承を物語る「物的証拠」としての「宮柱」が、「縮見の高野」に残っているとされるものである。すなわち「縮見」＝「志深」は、「殿の柱」という確かな「証拠」をもつことで、オケ・ヤケゆかりの地という「地域性」を、有していることが窺えるのである。

おわりに

本稿では『播磨』美囊郡志深里条のオケ・ヲケの「詠辞」一名告りの詞章を中心に、そこから見える「地域性」について考察してきた。本記事については、説話本文の分析、『日本書紀』『古事記』との関連等、多角的な点から論じるべきものであり、甚だ不十分な論考であるが、それらについては、この詞章自体の分析をふまえた上でさらに追求すべき課題として、小稿を閉じたい。

※本稿は、平成二七―三〇年度科学研究費・基盤研究(C)「近世―近代における風土記研究と郷土意識に関する研究」(課題番号一五K〇二二二二)の成果の一部である。

- 注(一) 瀬間正之「文字言語から見た中央と地方―大宝令以前―」(『文学・語学』二二二号、二〇一五・四)
- (二) 溝口睦子「記紀二書の比較―顕宗・仁賢紀の場合―」(五味智英先生還暦記念 上代文学論叢) 桜楓社 一九六八)、尾崎知光「播磨国風土記における意美袁美二皇子の伝承」(『古事記考説』和泉書院 一九八九)、長野一雄「弘計・億計二皇子の説話」(『古代説話の文学的研究』井関書店 一九八六)、大久間喜一郎「意祁・袁祁の流浪伝承の構成」(『國學院雑誌』第八七卷五号 一九八六・五)、三浦佑之「話型の伝承性―オケ王とヲケ王―」(『古代叙事伝承の研究』勉誠社 一九九二)、青木周平「弘計・億計二王」(『青木周平著作集 中巻』おうふう 二〇一五、初出『古代文

- 学の歌と説話』若草書房 二〇〇〇)、飯泉健司「播磨国風土記 オケ・ヲケ伝承考―作成者の(論理)―(視点)―(表現)―」(『菅野雅雄博士古稀記念 古事記・日本書紀論究』おうふう 二〇〇二)など。また「名告り」の詞章分析を中心としたものとして、大脇由紀子「飯豊王と「詠の名告り」―『古事記』の話素の機能―」(『中京国文学』二二二〇〇二・三)、田中夏陽子「清寧記の名告りの詞章について―「立赤幡見者」の解釈を中心に―」(『昭和女子大学大学院日本文学紀要』七 一九九六・三)、吉田修作「『詠』論―ヲケノ命の名告りと乞食者詠―」(ことばの呪性と生成) おうふう 一九九六)、同「託宣のことば―神の名告り・説話・文字―」(『憑り来ることばと伝承』おうふう 二〇〇八)などがある。
- (三) 本文の引用は、以下のテキストを使用し、適宜改めた。『風土記』『日本書紀』『古事記』『万葉集』…新編日本古典文学全集(小学館)、『続日本紀』…新日本古典文学大系(岩波書店)
- (四) 『風土記』解説(角川文庫 一九七〇)。同「新嘗の誥詠の文学」(『古事記研究大系』高科書店 一九九三)
- (五) 吉田修作「名告り」考―託宣のことばと古代の文学―(『武蔵野文学』五六、二〇〇八・十二)
- (六) なお風土記歌謡の表記において、問題になるのが『播磨』逸文・明石駅家条(『釈日本紀』所収)である。本記事は、仁徳天皇の御代、明石から淡路島まで朝夕、船で水を汲み天皇に献上していたが、ある朝、間に合わなかった。それによって「歌を作みて(水の献上を)止みにき。唱に曰ふ(故作)歌而止、唱曰」として、



住吉之 大倉向而 飛者許曾 速鳥云目 何速鳥

(住吉の 大倉に向かひ 飛ばばこそ 速鳥と云はめ  
何そ速鳥)

と記載されるものである。この「歌」はオケ・ヲケの「詠辞」同様、表意・表音混淆体となっている。これについては以前、明石郡と美濃郡の原資料における共通性を指摘したが(拙稿「風土記歌謡から見えるもの」『播磨国風土記』逸文・「速鳥」歌を中心に)『国語と国文学』第九十巻第五号 二〇一三・五、本稿の「詠辞」はウタではないため、明石駅家条の「歌」とは性質を異にすること、また『播磨』はじめ、他国風土記、記紀にもウタ(歌謡)は、一字一音表記される点より、さらに一考を要する問題である。これについては別途考えたいが、明石駅家条の「歌」が、ほぼ五七七七と短歌形体に整っていることより、『万葉集』に見られる表意・表音混淆体と、同一の表記意識による可能性もあるか。

(7) 長野、同注(2)

(8) 大久間、同注(2)

(9) 「淡海者 水淳国」という表現の祝福性については、次に掲げる『常陸』茨城郡田余里条が、参考になろう。

郡の東十里に、桑原の岳あり。昔、倭武の天皇、岳の上に停留りたまひて、御膳を進奉りたまふ。時に、水部をして新たに清井を掘らしたまふに、出泉淨く香り、飲喫むに尤好かりしかば、勅云りしたまひしく「能く淳れる水哉(能淳水哉(俗云)与久多麻礼流弥津可奈(云))とのりたまふ。是に由りて、里の名を今、田余と謂ふ。

(10) 三浦、同注(2)

(11) 大久間喜一郎・居駒水幸編『日本書紀「歌」全註釈』(笠間書院 二〇〇八)

(12) 大久間、同注(2)

(13) 青木周平「風土記と記紀の関係―播磨国風土記オケ・ヲケ説話を中心に―」(『上代文学』第九八号 二〇〇七・四)